分科会の検討状況

項

高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議に係る分科会について

認知症への対応

①「認知機能と安全運転の関係に関する調査研究」分科会

第1回:平成30年3月2日

- ⇒ 初期の認知症の者等の認知機能に応じた対策の在り方について調査研究
 - ・ 認知症の者等の認知機能と安全運転能力の関係に係るデータの収集・分析
 - ・ 認知症の者等の安全運転に係る医学的知見の調査
 - ・ 諸外国の制度の調査 等

視野障害への対応

②「視野と安全運転の関係に関する調査研究」分科会

第1回:平成29年12月14日

- ⇒ 視野障害と交通事故との関係、適切な視野検査方法の有無等について調査研究
 - ・ 新たな視野検査の実施可能な手順の検討
 - ・ 新たな視野検査の高齢者講習への試験導入によるデータの収集・分析 等

その他の加齢に伴う身体機能の低下への対応

③ 「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた 運転免許制度の在り方等に関する調査研究」分科会

第1回:平成29年10月2日 第2回:平成30年3月7日

- ⇒ 運転リスクが特に高い高齢運転者に対する実車試験導入の可否について調査研究
 - 高齢運転者の事故・違反状況に係るデータの収集・分析
 - ・ 高齢者講習の実車指導時の運転行動等に係るデータの収集・分析
 - ・ 諸外国の制度の調査 等
- ⇒ 高齢運転者の運転能力に応じた限定条件付免許導入の可否について調査研究
 - ・ 諸外国の制度の調査
 - ・ 先進安全技術の性能についての調査 等

「認知機能と安全運転の関係に関する調査研究」分科会における検討状況

調査研究の目的

第1回:平成30年3月2日 第2回:本年秋頃開催予定

認知機能と安全運転の関係に関する調査研究を進め、認知機能に応じた対策の在り方について検討する。

【検討状況】

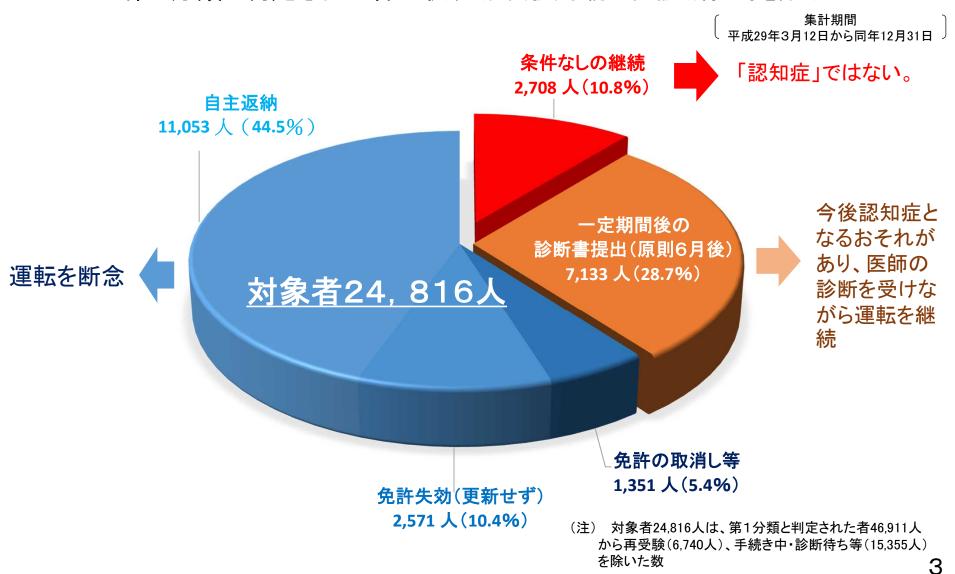
- 本調査研究の在り方について、分科会委員から次のような意見があった。
 - ・ <u>第1分類と判定された者のうち、一定期間後の診断書提出が求められている者が調査対象の中心となると考えられる。</u>彼らに対して定期的に追加調査を行うことで、どのような事故を起こすか、どのような運転行動を行うか等の特徴を分析できるのではないか。
 - ・ 第1分類と判定され医師の診断の結果、<u>認知症と診断され免許を取り消された者についても今回の調査対象としたほうがよい</u>のではないか。
 - ・ 認知症の者を対象とした実車実験は、倫理面や安全面から困難ではないか。
 - ・ 認知症の者は、運転シミュレーターで運転能力を評価してはどうか。
 - 運転シミュレーターでの調査については、「有効である」と「有効でない」との意見がある。
 - 高齢者はシミュレーター酔いがあり、実施は困難ではないか。
 - 運転シミュレーターで調査を行う場合、短時間、特定のタスクなら酔いにくく、データも取れるのではないか。



引き続き、認知機能に応じた対策の在り方について検討を進める。

【参考】改正道路交通法の施行状況

第1分類と判定された者の状況(再受験、手続き中・診断待ち等を除く)



「視野と安全運転の関係に関する調査研究」分科会における検討状況

第1回:平成29年12月14日

第2回:本年秋頃開催予定

調査研究の目的

目的1. 教習所における新たな視野検査器による視野検査の実施手順等の検証

高齢者講習において新たな視野検査器を試験導入することにより、実施手順や実施体制について検証を行う

目的2. 検査結果の説明や効果的な指導の在り方の検討

新たな視野検査器により収集した視野検査データから視野異常と交通事故・違反の関係について分析、検証を行うことにより、新たな視野検査器によって得られた検査結果や効果的な指導の在り方について検討を行う

平成30年度の調査研究における実施事項

新たな視野検査器による視野検査の実施

- ・ 眼科クリニックにおける眼疾患患者等に対する新たな視野検 査器による視野検査の実施
- ・ 新たな視野検査器を高齢者講習において試験導入

運転シミュレータの実施

・各被験者に対する運転シミュレータの実施

アンケート調査の実施

・ 各被験者及び教習所管理者に対するアンケート調査の実施

視野異常と交通事故・違反の検証、分析

・ 各被験者に対する交通事故・違反に関する検証、分析



本年度中にこれらの調査を実施し、引き続き、新たな視野検査方法の導入の可否について検討を進める。

「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等 に関する調査研究」分科会における検討状況について(その1)

第1回:平成29年10月2日

第2回:本年3月7日

第3回:本年秋頃開催予定

1 運転リスクが特に高い高齢運転者に対する実車試験導入の可否

検討の視点

- ⇒ どのような者や場合に実車試験を行うことが適当と考えられるか。
- ⇒ どのような内容の実車試験を行うことが適当と考えられるか。

【検討狀況】

- 分科会委員からは、次のような意見があった。
 - ・ <u>自動車教習所において、運転免許の可否についての最終的な判断を行うための試験としての実車試験を行うことは、現実的に難しい</u>面がある。自動車教習所が把握した高齢者講習における危険な運転者の情報を公安委員会に提供し、公安委員会が最終的に実車試験を行うこととしてはどうか。
 - ・「実車試験」は新制度を作るコストが大きく、また、社会的受容性の問題もある。現在も高齢者講習で実車指導・運転能力の評価は行われているので、「実車試験」という方法ではなく、高齢者講習の実車指導により運転能力の評価を行い、運転免許証の自主返納を促すという方法もあるのではないか。
 - ・ 実車試験の内容として、<u>運転技能だけでなく、注意配分・複数作業など、認知や判断に係る部分についても重視することが重要</u>である。また、この点は、実車試験の対象者とするかどうかの指標としても大事である。
 - 実車試験については、実際の道路交通の場面でどうしても必要という課題を行えばよいのではないか。
 - 引き続き、実車試験制度の導入の可否や仮に実車試験を導入する場合の対象者等について、検討を進める。

「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等 に関する調査研究」分科会における検討状況について(その2)

2 高齢運転者の運転能力に応じた限定条件付免許導入の可否

検討の視点

- ⇒ どのような者や場合に限定条件を付すことが適当と考えられるか。
- ⇒ どのような内容の限定条件を付すことが適当と考えられるか。

【検討狀況】

- 分科会委員からは、次のような意見があった。
 - ・ 運転免許の継続又は取消しという"オール・オア・ナッシング"の議論ではなく、社会的受容性を見ながら、限定条 件付免許等の類型の導入について検討したほうがよい。この点、運転者本人の申請に基づく限定条件付免許は、社 会的受容性が高いのではないか。
 - 運転者本人からの申請に基づく限定条件付免許の導入については、高齢者講習指導員が高齢者講習の受講者 に行うアドバイスとして、自主返納以外の選択肢となる。
 - 公安委員会の審査を経て限定条件付免許を付与することとする場合、当該審査の内容を定めるのは困難であり、 慎重な検討を要する。
 - ・ 限定条件付免許の内容は可能な限り簡略化した方がよい。条件の内容としては、時間に関するもの(夜間走行禁) 止等)や場所に関するもの(高速道路走行禁止等)が挙げられる。
 - ・ (「安全運転サポート車」限定免許について)現在の「安全運転サポート車」では、ペダル踏み間違いには対応でき るが、一時停止やレーンキープ等の機能は今後の技術の進展によってあり得るところであり、現在の技術に期待し 過ぎるのは禁物である。
 - ・限定条件付免許の導入に当たっては、全国的統一性にも留意する必要がある。



引き続き、限定条件付免許の導入の可否や仮に当該免許を導入する場合の対象者等について、検討を進める。 6